

指定管理者管理運営状況評価

評価対象施設	大宮第二・第三公園
指定管理者	埼玉県公園緑地協会・埼玉県造園業協会グループ
評価対象年度	平成28年度
施設所管課所	大宮公園事務所

評価項目	細項目	評価	コメント
利用者の平等な都市公園の利用の確保	平等利用の確保	A	・利用時間・利用料金は、事務所受付正面に利用者が見やすいよう掲示した。また、ホームページにも掲載した。
	利用料金の適切・公平な徴収	A	・毎日日報を作成し、複数の職員により日報と口座への入金額が一致していることを確認するなど、料金徴収事務を適切に処理した。 ・減免処理についても審査基準に該当するか、複数人により確認、適切に処理した。
	苦情・要望等への適切な対応	A	・アンケートを実施し、多くの利用者から満足との評価を得ている。 ・日常的に利用者とのコミュニケーションを図り、ニーズの把握に努めた。
関係する法令等を遵守した適正な都市公園の運営	法令等の遵守	A	・毎日園内巡回を行い、禁止行為及び危険行為に対して注意看板を掲示するとともに、適宜、指導を行った。 ・また、注意看板を清掃するなど、見やすくすることにも努力した。
	適切な各種手続き	A	・公園管理マニュアルに基づき、各種報告・承認等の手続きを適切に行った。
都市公園の設置目的を効果的に達成した効率的運営	事業の実施	A	・埼玉県造園業協会との執行管理体制により、園地管理をはじめ緑の普及啓発事業や梅まつり、スポーツフェスタ等の各種事業を実施した。 ・大宮アルディージャと連携による親子サッカー教室、地元自治会と協働による防災訓練、花壇ボランティア活動などを実施した。
	安全性の確保	A	・遊具については毎日点検を行うとともに、専門業者による点検も併せて実施した。 ・その他法定点検も適切に実施するとともに、巡回時に発見した小破修繕を行った。
	防災等適切な管理の履行	A	・第2・第3公園災害発生時対応マニュアルに基づき、利用者の安全確保及び各関係機関への連絡、調整を適切に実施した。 ・芝川の増水による芝川第7調整池への流入時には関係機関と連絡調整を図り、利用者の安全確保のため園内放送や通行禁止等の緊急措置を講じた。
指定管理業務を行う経営基盤	収支の適正な管理	A	・指定管理業務の収支記録及び支出を管理している口座により、明確かつ適切に財務処理を行った。
	事業計画との整合性	A	・指定管理業務について、会計区分に従って、適切に会計処理を行った。 ・施設賠償責任保険やイベント保険など、必要な保険に加入した。
その他	個人情報保護の適切な管理	A	・個人情報保護の規程やマニュアルを整備し、適切な個人情報の取り扱いを行った。
	県内中小企業及び環境への配慮	A	・委託業務、修繕業務、消耗品の購入に当たっては、県内業者への発注、購入を図った。
総合評価		A	・グループとしてのそれぞれアゾレのノウハウや公園の機能・特性を活かした事業を実施することにより、多くの公園利用者から評価を得ており、賑わいのある公園管理が行われた。

特記事項	特に評価すべき点	・「花緑を体験しよう2016」(6月)、「スポーツフェスタ2016」(10月)、「梅まつり」(2月)などを行い、年間を通じた大規模な緑とスポーツの催物を実施した ・地域社会との協働活動として、大宮アルディージャとの連携による親子サッカー教室、地元自治会との防災訓練、花壇ボランティア活動などを実施し、地域に密着した公園管理が行われた。
	次年度に向けて改善が望まれる点	特になし